

指定管理者の評価結果について（令和3年度）

1 指定概要

（1）施設概要

施設名：津島地区医療センター
所在地：津島市藤浪町4丁目14番地
敷地面積：781 m²
延床面積：585.6 m²
収容人員：50人
主な施設：診察室（3室）、待合所、検査室、会議室、更衣室、休憩室、事務所（2室）

（2）指定管理者の概要

指定管理者名：一般社団法人 津島市医師会
所在地：津島市藤浪町4丁目14番地
指定管理者概要：昭和22年11月1日設立、
会員数 104名（令和3年4月1日現在）

（3）指定管理業務の範囲

休日における診療体制の整備、診療及び調剤並びに津島地区医療センターの運営及び管理に関する業務

指定管理業務以外の医師会業務：津島市医師会員の取りまとめ、津島市から特定健診・がん検診・小児健診・乳児健診等の委託、外科系の休日在宅当番制を実施。

（4）指定期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

2 評価結果等

(1) 評価基準

評価項目
I 適正な管理の確保に対する取り組み
(1) 管理の実施状況 <ul style="list-style-type: none">・施設の維持管理が適切に行われているか。・施設の管理運営にあたる人員配置が合理的であったか。・個人情報を保護するための対策が十分であったか。
(2) 安全対策、危機管理体制など <ul style="list-style-type: none">・事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制は十分であったか。・防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み
(1) 施設の利用促進など <ul style="list-style-type: none">・目標の利用者数をクリアしたか。・施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、十分なサービスが提供されたか。
(2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none">・利用者の意見を反映させる取り組みが行われたか。・利用者が公平に、平等に利用できるよう配慮されたか。・サービスの質を維持・向上するための具体的な取り組みがなされたか。
III 管理経費の安定や低減に対する取り組み
(1) 指定管理に係る費用 <ul style="list-style-type: none">・協定で定めた費用で施設の管理運営が効率的になされたか。・施設の管理運営に係る収支の内容に不適切な点はないか。
(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫 <ul style="list-style-type: none">・施設の管理運営に係る収支の内容に不適切な点はないか。・再委託をした業者は、適切な水準で行われたか。
IV 施設の設置目的の達成に関する取り組み
(1) 施設の設置目的の達成状況 <ul style="list-style-type: none">・施設の設置目的に沿った活用がなされているか。・施設の設置目的を達成するための取り組みがなされているか。
(2) 提案内容の達成状況 <ul style="list-style-type: none">・事業計画書での主な目標項目について、達成状況はどうか。

(2) 評価結果

評価項目	令和3年度の状況	評点
I 適正な管理の確保に対する取り組み (1) 管理の実施状況 (2) 安全対策、危機管理体制など	傷害賠償保険に加入し、安全対策を施す。担当医師、看護師等も安定的に確保された。防災訓練も実施。	2点／3点
II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み (1) 施設の利用促進など (2) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上	休日（午前9時から午後5時まで）71日において683人の利用者があった。うち、市民が351人（1日平均4.9人）、市民以外の利用は332人（うち愛西市221人）であった。令和2年2月以降の新型コロナ感染症の影響を受け、受診者数が減少したものの、感染予防策を講じ、診療業務の継続を図ることができた。	3点／3点
III 管理経費の安定や低減に対する取り組み (1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） (2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫	昨年度より診療人数が159人増加し、収入も増加した。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後も経費の低減に向けた創意工夫を継続して行う必要がある。	3点／3点
IV 施設の設置目的の達成に関する取り組み (1) 施設の設置目的の達成状況 (2) 提案内容の達成状況	外来救急医療の定点化を図り、病院への過度な集中を防ぐことができた。市民の健康保持・増進のため、診療業務を適切に遂行することができた。	3点／3点
合計		11点／12点
総合評価		S

【評価の理由】

I 適正な管理及び運営の確保に対する取り組み

関係法令・条例・規則が遵守された。傷害賠償保険に加入及び委員会のなかで、医療事故の手順等について協議し対策を施している。医師、看護師等も安定的に確保された。

また、個人情報保護について、警備システムの導入や職員を対象に誓約書の提出させること、患者の個人情報保護に関する指導・研修を実施するなど適切に保護された。

休日診療日の時間外に避難訓練、通報訓練を実施、津島市防災訓練においては、救護所立上訓練を実施し、防災対策や非常災害時に備えられた。

II 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み

利用状況から見て、津島市民の休日の医療を提供した。（総利用者の約 51.4%）更に、津島市民以外（同約 48.6%）にも、同様に医療を提供し、周辺地域の地域医療に大きく貢献した。

また、令和 2 年 2 月以降の新型コロナ感染症の影響を受け、受診者数が減少したもの、感染予防策を講じ、診療業務の継続を図ることができた。

III 管理経費の安定や低減に対する取り組み

収入について、新型コロナ感染症の影響を受け、本年度は昨年度と比べて患者数が 30.3%増加したことから、診療収入の昨年度対比増加であった。

支出については、昨年度と比べ横ばいであるが、新型コロナ感染症以前の水準には戻っていないことから今後も、経費の低減に向けた創意工夫を継続して行う必要がある。

IV 施設の設置目的の達成に関する取り組み

外来救急医療の定点化を図り、病院への過度な集中を防ぎ、地域医療を向上させることにより地域住民が安心して暮らせる社会形成に大きく寄与した。また、新型コロナウイルス感染症に対しても、感染予防対策を講じ、市民の健康保持・増進のため、診療業務を適切に遂行することができた。

また、災害時に備え、衛生資材を備蓄するなど、休日診療業務に資する特段の貢献が認められる。

【評 点】

3 点：計画された業務水準を大きく上回る成果があり、特に優れていたもの

2 点：計画された業務水準を概ね達成したもの

1 点：再三の指導や是正勧告の結果、計画された業務水準を概ね達成したもの

0 点：計画された業務水準を達成できなかったもの

【総合評価】

S：目標や計画を大きく上回る成果があり、特に優れていた。

（「1 点」以下の項目がなく、かつ、合計得点が全体の 85%以上）

A：目標や計画どおりの成果があり、適正な管理が行われた。

（「0 点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の 60%以上 85%未満）

B：目標や計画を下回る点があり、さらなる努力が必要である。

（「0 点」の項目がなく、かつ、合計得点が全体の 30%以上 60%未満）

C：管理運営に適切でない点があり、改善すべきである。

（「0 点」が 1 項目以上ある、または、合計得点が全体の 30%未満）